

令和3年4月8日

保護者様

福島東高等学校長

本校における新型コロナウイルス感染症対策について

県内の感染状況を踏まえ、これまでの対策に加え、感染拡大地域との不要不急の往来を控えること、大人数や長時間に及ぶ飲食等、クラスターの未然防止にポイントを絞った「福島県新型コロナウイルス感染防止対策」が令和3年5月9日（日）まで延長されることとなりました。

これに伴い、本校においては、下記のとおり新型コロナウイルス感染症防止対策を再確認するとともに徹底して実施してまいりますので、保護者の皆様におかれましては御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における基本的な感染症対策について

(1) 健康観察の徹底

- ① 登校前の検温・記録等、体調チェックシート等により体調の確認を徹底してください。
- ② 発熱や風邪の症状が見られる場合には、登校を控え自宅で休養してください。また、必要に応じて、かかりつけ医、発熱外来、受診・相談センターに御相談ください。

(2) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避し、感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、適切な感染症対策を行った上で実施いたします。

(3) 体育等、やむを得ない時以外は必ずマスクを着用し、大声での会話を控えるように指導します。また、昼食時には飛沫を飛ばさないよう、対面にならないよう指導します。

(4) 校内においては、定期的な換気及び手指の消毒を徹底いたします。

(5) 感染者や濃厚接触者に対して、差別や偏見を防止するための啓発を図ります。

2 部活動や対外的な交流について

(1) 感染拡大地域への部活動の遠征は不可とします。また、全国大会等やむを得ない事情により、感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察をしてください。

(2) 健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理をせず療養してください。

(3) 部活動の前後等、会話をする際には必ずマスクを着用してください。

(4) 下校時等、生徒同士の会食は控えすぐに帰宅してください。

(5) 登下校時に商店等に立ち寄る場合は、必ずマスクを着用してください。

3 家庭における基本的な感染症対策について

(1) 登校時、外出時を含めマスクの着用を徹底させてください。

(2) 不要不急の外出や外泊、感染拡大地域への往来は控えてください。

(3) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合や、同居する家族等に濃厚接触者がいる場合には、家庭内においてもマスクの着用などの感染症対策をしてください。

4 その他

(1) 生徒あるいは同居者が、医療機関等において、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、濃厚接触者と特定された場合、PCR検査を受けることになった場合には、必ず学校に御連絡ください。

(2) 今後の感染状況の変化により対応が変わる場合には、学校ホームページ、39メールでお知らせいたしますので御確認ください。

(3) 御不明な点がございましたら、教頭までお問い合わせください。

(事務担当 教頭 024-531-1551)